

学生のみなさん、 学生納付特例制度に ついてお知らせします



～在学期間中の保険料を社会人になってから
納めることができる制度です～

20歳から60歳までのすべての人は、国民年金に加入しなければなりません。

学生のみなさんも20歳になると国民年金に加入し、保険料を納付することが義務づけられています。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。学校教育法に規定する大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学している学生のうち、本人の前年所得が下記計算式で計算した金額以下の人または失業の理由がある人であれば、学生納付特例制度が利用できます。

【所得の目安】
118万円+（扶養親族などの数×38万円）
※学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。

■毎年度申請手続きが必要です。
学生納付特例を申請される方は、在学証明書または学生証の写しなど下記の書類が必要です。平成26年度において学生納付特例制度により保険料の納付を猶予された方で、平成27年度も引き続き在学予定の方は基礎年金番号が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送られます。平成26年度と同じ学校等に在学される方は、このハガキに必要事項を記入し返送していただくことにより、平成27年度も学生納付特例の申請ができます。この場合は在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。

【申請に必要なもの】
○年金手帳
○学生証又は申請する年度に証明された在学証明書
○認印（本人が署名する場合は不要）
○会社などを退職して学生になった人は、次の書類のいずれかが必要です。
◎雇用保険被保険者離職票（コピー可）
◎雇用保険受給資格者証（コピー可）
◎雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（コピー可）

問 鳥取年金事務所 ☎0857-27-8311
駅南庁舎保険年金課
☎0857-20-3484 ☎0857-20-3407

毎月22日は「にこにこデー」です あいさつであつたかふれあいまちづくり

いつも元気でお茶目な由梨と一緒に過ごせて、毎日がとっても楽しいよ。
心ふれあう第一歩の「にこにこ」(ハハ)あいさつ演劇と紙芝居公演のご要望は下記問い合わせ先まで。



今月のにっこりさん
田淵由梨ちゃん

問 中央保健センター
☎0857-20-3194

鳥取地域一斉清掃

みんなのこみない美しいまちに！

時 5月17日(日) ※こみは翌18日から22日の間に収集します。

【注意事項】

◆こみは町内会等で決められた一斉清掃用の集積場所に出してください。

◆びん・缶・プラスチックなどの分別を徹底してください。

◆家庭ごみや家電製品、大型ごみ、タイヤなどは出さないでください。

※ケガをしないよう、無理のない範囲で実施してください。

問 鳥取市市民運動推進協議会(協働推進課) ☎0857-20-3182

☎0857-21-1594

教科書展示会の開催

容 小・中・高等学校並びに特別支援学校で使用される教科書見本の展示会を開催します。この展示会は、教育関係者や保護者をはじめとする市民のみならず、広く教科書の内容について公開し、子どもたちが使用する教科書について関心や理解を深めていただくために行うものです。時 6月12日(金)～7月9日(木) 時間：展示会場となる施設の開館時間と同じ。所 ①鳥取市立中央図書館(富安) ☎0857-27-5182 備付図書：小・中・高 ②鳥取県教育センター(湖山町北5丁目) ☎0857-28-2321

募 集

空き家除却補助

容 良好な景観および生活環境の創生ならびに安全安心な地域づくりを目的として、防災上周囲に危険性の高い空き家除却費用の一部を補助。対 申込書に記載する要件をすべて満たすものであり、平成28年3月上旬までに事業が完了するものであること。※申込後、市職員が該当建物の判定調査を行います。判定結果により補助対象外となる場合がありますのでご承知ください。額 上限30万円(補助対象経費の3分の1) 員 10件 ※申込が多数の場合、緊急度が高いものより補助を行います。時 6月1日(月)～15日(月)(消印有効) までに申込書を建築指導課まで郵送またはご持参ください。申込書は建築指導課窓口で配布するほか、本市公式ホームページにてダウンロードできます。ファクシミリ並びに各総合支所での受付は行いません。問 本庁舎建築指導課 ☎680-8571 尚徳町1-1-6 ☎0857-20-3282 ☎0857-20-3059

コミュニティ活動支援事業

容 地域コミュニティの維持及び強化を目的として町内会が実施する、運動

危機管理課からのお知らせ

問 本庁舎危機管理課 ☎0857-20-3127 ☎0857-20-3048 各総合支所地域振興課(2ページ) 【自主防災活動団体補助金】 容 防犯パトロール用具購入、安全マップ作成、広報紙発行などに補助。対 各地区で継続的に自主防災活動に取り組んでいるボランティア団体・自治会・町内会などで、過去に当該補助を受けていない団体。員 2団体程度 額 1団体あたり10万円まで ※予算の

防犯灯の取替え制度

消費電力の抑制・CO2の削減による地球温暖化防止を目的に、町内会等で維持管理を行っている防犯灯について、LED防犯灯への取替えを行います。LED防犯灯の工事費の2割を町内会などに負担していただきます。取替え工事については市が行います。申請にあたって設置個所などの制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。時 6月15日(月)まで 問 本庁舎道路課 ☎0857-20-3261 ☎0857-20-3048



範囲内で交付しますので、応募団体多数の場合は、補助額に変動があります。時 5月1日(金)～6月15日(月) 【防犯ベストの支給】 容 防犯パトロールに使用するベストの支給。対 各地区で継続的に自主防災活動に取り組んでいるボランティア団体・自治会・町内会など。※過去に支給実績のある団体も申請できます。数 1団体あたり20着程度 ※申込み多数の場合は、減数になる場合があります。時 5月1日(金)～6月15日(月) 春の全国交通安全運動 5月11日(月)～20日(水) 中ずり合っ、ゆとりと笑顔 防ぐ事故 【運動の重点】 ●子どもと高齢者の交通事故防止 ●チャイルドシートと全ての座席のシートベルトの使用(着用)の徹底 ●自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底) ●飲酒運転の根絶 問 本庁舎協働推進課 ☎0857-20-3182 ☎0857-21-1594

第60回鳥取県植樹祭

時 5月10日(日) 10:00～15:00 所 オアシス広場(福部町湯山) ※荒天会場：福部町中央公民館(福部町細川)

第57回鳥取県しいたけ品評会

時 5月31日(日) 展示10:00～15:00 表彰式13:00～15:00 所 鳥取いなば農業協同組合本店(湖山町東) 容 鳥取県各地の生産者が出品された乾しいたけ展示、しいたけ栽培・相談コーナー、銭太鼓や小学生による血回しなど。先着70人で「しいたけ入リシヤンボ巻き寿司作り」を開催予定。トッキーノもやってきます！ 問 鳥取県しいたけ品評会事務局(JA全農) ☎0857-32-8333 ☎0857-31-2241

ふるさとの映像を見る会

容 ふるさとに関する昔なつかしの映像を上映。上映予定：(1)我らの大山(すばらしい自然)(昭和57年制作)(2)我らの大山(わが心の山)(昭和57年制作) 時 5月21日(木) 10:00～14:00(午前・午後とも内容は同じ) 所 鳥取市文化センター3階 視聴覚ライブラリー 料 無料 事前申込み不要 問 教育委員会生涯学習・スポーツ課 ☎0857-20-3362 ☎0857-20-3364

会などのスポーツ活動、伝統行事などの文化的活動、町内案内板などの設備の整備事業など。額 補助対象経費の4分の3(上限3万円) 時 6月1日(月)まで ※詳しくは、各町内会宛にお届けしている資料又は本市公式ホームページをご覧ください。問 本庁舎協働推進課 ☎0857-20-3171 ☎0857-21-1594 各総合支所地域振興課(2ページ)

市民まちづくり提案事業

容 本市の抱える行政課題の解決をめざして、市と協働で行っていただける事業に係る経費の一部を助成。対 ボラン

ティア団体、NPO法人、まちづくり協議会など市民活動団体が企画・実施する、次の行政課題を解決する事業。①遊休不動産の活用検討の場へ多世代参加を促す事業、②用瀬の歴史・地理的特性や自然環境を生かしたエコツーリズムの推進事業。額 上限40万円(助成対象経費に限る) 時 5月1日(金)～5月31日(日)まで、市役所各庁舎の総合案内所に設置する募集要項に沿って申し込み。問 本庁舎協働推進課 ☎0857-20-3182 ☎0857-21-1594